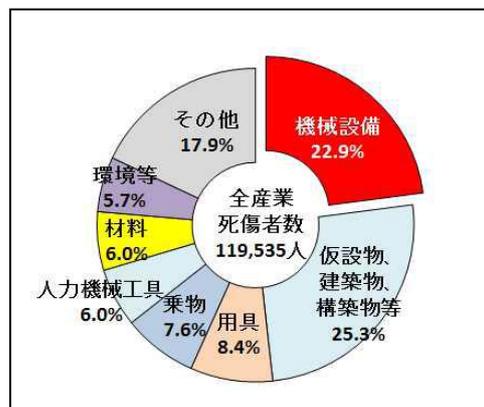


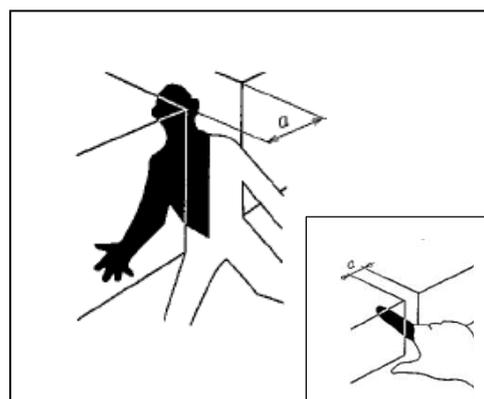
機械安全規格の活用による労働災害防止対策

この程、「国内外の機械安全に関する規格類を上手に使うって災害防止を進めましょう」とされたリーフレットが、厚労省 HP の「安全衛生関係リーフレット等一覧」に、掲載されました。 (<http://www.mhlw.go.jp>)

平成26年に全国で発生した機械設備を起因物とした災害の死傷者数（休業4日以上）は27,392人で、全災害（119,535人）の22.9%でした。つまり約4分の1が機械設備による被災者数で、その原因の8割は機械の安全対策が不十分だったことによります。また、この内クレーン等に関する被災者数は、1,855人となっています。（玉掛け448人を除く）



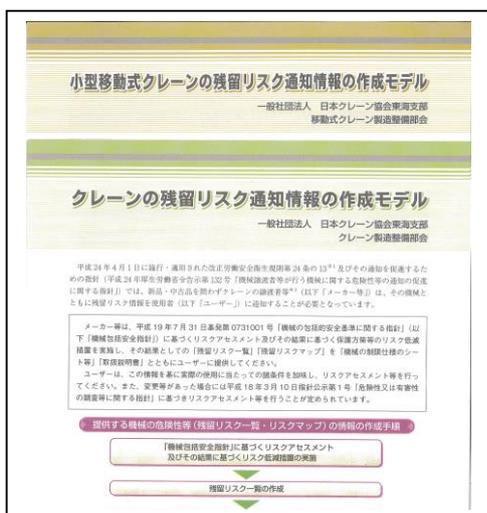
安全対策は労働安全衛生法令に基づく各種の安全基準、構造規格、指針、日本工業規格などに規定されていますが、数百もあって、必ずしも十分に知られていません。例えば、右図のような人体部位が押しつぶされることを回避するための最小隙間（JIS B 9711）も詳細な規定があります。



このリーフレットは、産業機械を製造する

「機械メーカー」、設置する「機械据付事業者」、使用する際の「機械ユーザー」等に対しての基準が分かり易くまとめられています。

産業機械の安全推進のための重要な事項が示されていますので、是非ご覧下さい。



昨年、当支部のクレーン製造整備部会と移動式クレーン製造整備部会では、左のとおり「残留リスクの通知情報のモデル」をパンフレットとして完成しました。本リーフレットには、この活動に沿った記述もありますので、併せて参考にご覧いただければ幸いです。（パンフレットは、HPにも掲載中）